

障害児通所支援事業者の処分について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり行政処分を行った。

1 処分の概要

(1) 事業者の概要

事業者名	東北福祉ビジネス株式会社 (所在地：仙台市青葉区小松島二丁目9-20)
処分対象事業所名	太陽の子 多賀城 (所在地：多賀城市中央二丁目4-2星テナントビル2階)
サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス
定員	10人

(2) 処分対象事業所の概要及び処分内容

処分内容	指定の一部効力停止（6か月間の給付費の請求上限7割）
処分日	令和6年12月4日
処分期間	令和7年1月1日から令和7年6月30日まで (6か月間)

2 処分の原因となる事実

(1) 人員配置基準違反（法第21条の5の24第1項第4号）

少なくとも令和5年5月から令和6年5月までの期間、基準上必要な人員（児童指導員又は保育士）を配置していなかった。

(2) 不正請求（法第21条の5の24第1項第6号）

- 少なくとも令和5年5月から令和6年5月までの期間、直接処遇職員が不足しているにもかかわらず、必要な減算を行わずに障害児通所給付費を請求し受領した。
- 少なくとも令和5年5月から令和6年5月までの期間、児童指導員等の加配によって得られる複数の加算について、直接処遇職員の不足により算定要件を満たしていないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求し受領した。
- 令和5年5月31日、10月31日、令和6年1月31日、3月8日、5月31日については、16人以上の利用があったが、15人分の障害児通所給付費を請求して、定員超過利用減算を行わなかった。

更に、障害児通所給付費を請求しなかった人数分について、大半を別の日のサービス提供として偽り、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

- ・ 令和4年5月及び令和4年8月から令和5年5月7日までの期間、特定の利用者について、新型コロナウイルス感染症予防等を目的とした、電話や居宅訪問等による代替的なサービスを提供していないにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
- ・ 令和5年5月13日から令和6年5月までの期間、特定の利用者について、利用実績が無いにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

(3) 不正行為(法第21条の5の24第1項第11号)

- ・ 勤務実態のない児童指導員が、直接処遇職員として勤務していたように偽るため、実態と異なるシフト表や出勤簿を作成した。
- ・ 定員超過利用減算の適用を免れる目的で、利用者のサービス提供実績記録票を実際の利用日とは別の日にサービスを利用していたように改ざんした。
- ・ 特定の利用者について、新型コロナウイルス感染症予防等を目的とした代替的なサービスの提供に関して、十分な説明を行わずに保護者に協力を求め、虚偽のサービス提供実績記録票や連絡票を作成したほか、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も、利用実績がないにもかかわらず、保護者から預かった印鑑を不正に使用し、虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。
- ・ 特定の利用者について、面接等を行わずに個別支援計画書を作成した。
- ・ 当該事業所の元管理者及び前管理者は、法令遵守の指揮命令を行うべき立場にありながら、上記虚偽書類の作成を従業員に指示し、自らも虚偽書類の作成及び改ざんを行い、県の運営指導の際に提示した。

3 障害児通所給付費の返還

法人が不正に受給した障害児通所給付費については、給付費を支給した市町村から当該法人に返還を命じることになる。

返還額：約3,300万円(現時点での推計額)

※「2 処分の原因となる事実」に基づく不正請求額の推計

4 今回の不正を受けての再発防止策について

- (1) 県内の全事業者に対して、法令遵守の徹底について改めて周知を行うとともに、自主点検の実施を促す。
- (2) 毎年度実施している事業所の集団指導において、処分事案の概要を共有し、法令遵守について再度注意喚起を行う。
- (3) 運営指導を着実に実施し、関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び障害児通所給付費の請求を行うよう指導していく。